

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	国民健康保険の資格管理・保険給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

由布市は、国民健康保険の資格管理・保険給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県由布市長

公表日

令和4年12月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格管理・保険給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき被保険者の資格管理、被保険者への保険給付管理、申請及び届出の受付等の事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 【内容】 ①国民健康保険被保険者の資格管理（大分県国民健康保険団体連合会への情報提供を含む） ②国民健康保険の療養給付費管理 ③国民健康保険の高額療養費の給付管理 ④国民健康保険被保険者のオンライン資格確認の準備業務 ⑤国民健康保険税の還付、療養給付費等の支給等のため、公的給付支給等口座登録制度に登録された公的受取口座情報の取得事務
③システムの名称	・国民健康保険システム ・高額療養費システム ・共通管理システム ・団体内統合宛名管理システム ・大分県国民健康保険団体連合会国保総合システム ・中間サーバー ・市町村事務処理標準システム ・国保情報集約システム ・医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
・課税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の30の項並びに平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第8号、情報提供者が「市町村長」及び「医療保険者」の項のうち特定個人情報に「医療保険給付」が含まれる項：別表第二の1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項、情報提供者が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち特定個人情報に「他の法律による医療に関する給付」が含まれる項：9、12、15、17、22、88、97、109、120の項 （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号、情報照会者が「市町村長」のうち、事務に「保険給付の支給」が含まれる項：別表第二の42、43の項 （オンライン資格確認の準備業務） 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険課
②所属長の役職名	保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保険課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I 7 請求先 ②所属長	総務課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111	総務課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111	事後	組織再編に伴う変更のため。
平成29年6月1日	I 8 連絡先 請求先	保険課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111	保険課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111	事後	組織再編に伴う変更のため。
平成29年6月1日	I 5 ②所属長	保険課長 佐藤 厚一	保険課長 佐藤 厚一	事後	人事異動に伴う所属長変更のため。
平成29年9月1日	I 1 ③システムの名称	・国民健康保険システム ・高額療養費システム ・共通管理システム	・国民健康保険システム ・高額療養費システム ・共通管理システム	事後	
平成29年10月30日	評価実施機関名	大分県由布市長	大分県由布市長	事後	市長名の削除
令和1年5月10日	新様式への変更			事後	人事異動に伴う所属長変更のため。
令和2年6月1日	I 1 ②事務の概要	国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき被保険者の資格管理、被保険者への保険給付管理、申請及び届出の受付等の事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 【内容】 ①国民健康保険被保険者の資格管理(大分県国民健康保険団体連合会への情報提供を含む) ②国民健康保険の療養給付費管理 ③国民健康保険の高額療養費の給付管理	国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき被保険者の資格管理、被保険者への保険給付管理、申請及び届出の受付等の事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 【内容】 ①国民健康保険被保険者の資格管理(大分県国民健康保険団体連合会への情報提供を含む) ②国民健康保険の療養給付費管理 ③国民健康保険の高額療養費の給付管理 ④国民健康保険被保険者のオンライン資格確認の準備業務	事前	オンライン資格確認の準備業務に伴う追加
令和2年6月1日	I 1 ③システムの名称	・国民健康保険システム ・高額療養費システム ・共通管理システム ・団体内統合宛名管理システム ・大分県国民健康保険団体連合会国保総合システム ・中間サーバー ・市町村事務処理標準システム ・国保情報集約システム ・医療保険者等向け中間サーバー等	・国民健康保険システム ・高額療養費システム ・共通管理システム ・団体内統合宛名管理システム ・大分県国民健康保険団体連合会国保総合システム ・中間サーバー ・市町村事務処理標準システム ・国保情報集約システム ・医療保険者等向け中間サーバー等	事前	オンライン資格確認の準備業務に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月1日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の30の項並びに平成26年内閣府・総務省令第5号第24条	番号法第9条第1項及び別表第一の30の項並びに平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認の準備業務に伴う追加
令和2年6月1日	I 4 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、情報提供者が「市町村長」及び「医療保険者」の項のうち特定個人情報に「医療保険給付」が含まれる項:別表第二の1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項、情報提供者が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち特定個人情報に「他の法律による医療に関する給付」が含まれる項:9、12、15、17、22、88、97、109、120の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、情報照会者が「市町村長」のうち、事務に「保険給付の支給」が含まれる項:別表第二の42、43の項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、情報提供者が「市町村長」及び「医療保険者」の項のうち特定個人情報に「医療保険給付」が含まれる項:別表第二の1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項、情報提供者が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち特定個人情報に「他の法律による医療に関する給付」が含まれる項:9、12、15、17、22、88、97、109、120の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、情報照会者が「市町村長」のうち、事務に「保険給付の支給」が含まれる項:別表第二の42、43の項 (オンライン資格確認の準備業務) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認の準備業務に伴う追加
令和3年9月16日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正に伴うもの
令和3年9月16日	II 1 対象人数	平成27年6月30日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月16日	II 2 取扱者数	平成27年6月30日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年12月15日	I 1 ②事務の概要	国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき被保険者の資格管理、被保険者への保険給付管理、申請及び届出の受付等の事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 【内容】 ①国民健康保険被保険者の資格管理(大分県国民健康保険団体連合会への情報提供を含む) ②国民健康保険の療養給付費管理 ③国民健康保険の高額療養費の給付管理 ④国民健康保険被保険者のオンライン資格確認の準備業務	国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき被保険者の資格管理、被保険者への保険給付管理、申請及び届出の受付等の事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 【内容】 ①国民健康保険被保険者の資格管理(大分県国民健康保険団体連合会への情報提供を含む) ②国民健康保険の療養給付費管理 ③国民健康保険の高額療養費の給付管理 ④国民健康保険被保険者のオンライン資格確認の準備業務 ⑤国民健康保険税の還付、療養給付費等の支給等のため、公的給付支給等口座登録制度に登録された公的受取口座情報の取得事務	事前	公金受取口座を活用した公金給付の実施に伴う追加